

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目次

ページ

告 示

- 有害図書類の指定 (共同参画社会推進課) 一
- 漁業災害補償法に基づく同意の届出の審査結果(区域内特定養殖業者) (農林水産経営支援課) 一
- 保安林の指定の予定(四件) (森林整備課) 二
- 道路の区域変更(二件) (道路課) 三
- 道路の供用開始 (同) 三
- 都市計画変更の図書の写しの縦覧 (都市計画課) 四
- 土地区画整理組合の事業計画変更の認可 (同) 四
- 市街地再開発事業の終了の認可 (同) 四
- 県営土地改良事業計画の変更に伴う公告及び縦覧 (農村振興課) 四
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定 (契約課) 五
- 警察署の下部機構に関する規則の一部を改正する規則 (公安委員会) 五

告 示

○宮城県告示第十二号
 青少年健全育成条例(昭和三十五年宮城県条例第十三号)第十八条第一項の規定により、次のものを青少年に有害な図書類として指定する。
 平成二十八年十二月十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定図書類

番号	種類	図書類の名称	発行所
一	コミック	大人のオモチャ、没収されちゃった! ISBN978-4-434-22363-1	株式会社慧星社
二	コミック	ドラッグレス・セックス ¹ ISBN978-4-8019-5619-1	株式会社竹書房
三	雑誌	SUNエンタメMOOK TABOO! 超過激お宝大スクープ ³ 60533-10	サン・メディアアレップ株式会社
四	雑誌	エキサイティングマックス! 1月号 02091-1	株式会社ぶんか社
五	コミック	miniシユガー 1月号 18425-01	株式会社秋永社
六	コミック	恋愛LoveMAX 12月号 12080-12	秋田書店
七	コミック	業界スクープ!! 素人とデキる! ヤレル! 裏ネタ帳 ISBN978-4-89212-182-1	株式会社インテルフィン
八	雑誌	裏モノJAPAN 1月号 01805-01	株式会社鉄人社
九	雑誌	全国男の興奮スポット 200 01806-10	株式会社鉄人社

二 指定理由

図書類の内容が一から六の図書類にあつては著しく性的感情を刺激し、七から九の図書類にあつては著しく性的感情を刺激し及び著しく犯罪を誘発するため、青少年の健全な育成を阻害すると認められる。

○宮城県告示第二十一号

漁業災害補償法(昭和三十九年法律第百五十八号。以下「法」という。)第百二十五条の六第三項において準用する法第百五条の二第三項の規定により届出のあつた次の加入区に係る区域内特定養殖業者の共済契約の締結の申込み又は規約の設定についての同意は、法第百二十五条の六第一項に規定する要件に適合するものと認める。

平成二十八年十二月十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

加入区 名 称	区 域	同意成立の 届出年月日	発起人の住所及び氏名	養殖業の種類	区域内特定 養殖業者数
宮城県第 十八加入 区	平成十九年宮 城告示第三 百十八号(漁 業災害補償法 に基づく漁業 共済に係る加 入区の設定) 宮城県漁業協 同組合の気仙 沼地区支所の 地区のうち亀 山の区域	平成二十八 年 十二月五日	気仙沼市亀山十一 小松 昭二 気仙沼市亀山十八一十 七 小松 俊浩	漁業災害補償 法施行令(昭 和三十九年政 令第二百九十 三号)第十八 条の四に規定 するほたて貝 養殖業	二人

○宮城県告示第十二十二号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

平成二十八年十二月十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 保安林予定森林の所在場所

石巻市東福田字岩倉山一四四の一、一四五の三、一五〇の二、字高森一九〇の一、一九〇の六

二 指定の目的

水源の涵養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を宮城県庁(農林水産部森林整備課)及び石巻市役所に備え置いて縦覧に供する。)

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を宮城県庁(農林水産部森林整備課)及び石巻市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○宮城県告示第十二十三号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

平成二十八年十二月十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 保安林予定森林の所在場所

大崎市鳴子温泉鬼首字曲り畑五一の七(次の図に示す部分に限る。)

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁(農林水産部森林整備課)及び大崎市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○宮城県告示第十二十四号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

平成二十八年十二月十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 保安林予定森林の所在場所

柴田郡柴田町大字本船迫字寺後六八の二、七〇、一〇二の一、一〇二の二

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

- (二) 主伐として伐採をすることができるとする立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び柴田町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第十二十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

平成二十八年十二月十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 保安林予定森林の所在場所

加美郡加美町北川内字烏川三、字道沖二の二

二 指定の目的

水源の涵養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び加美町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第十二十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十八年十二月十六日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県仙台土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年十二月十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 県道
- 二 道路名 荒浜港今泉線
- 三 道路の区域

変更の区間		変更の前後		敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
巨理郡巨理町荒浜字築港通り一八番一地从前	同郡同町荒浜字築港通り六番四〇地先まで	前	後	五・五 一〇・八	三八四・五

○宮城県告示第二十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十八年十二月十六日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年十二月十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 県道
- 二 道路名 河北桃生線
- 三 道路の区域

変更の区間		変更の前後		敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)	備考
石巻市三輪田字久根前上無番地先から同市三輪田字二反田無番地先まで		前	後	八・〇 八・〇	三二八・六 三二八・六	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

○宮城県告示第二十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成二十八年十二月十六日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年十二月十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	河北桃生線	石巻市三輪田字久根前上無番地先から 同市三輪田字二反田無番地先まで	平成二十八年 十二月十七日

○宮城県告示第千二十九号

山元町から山元都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十八年十二月十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 山元都市計画地区計画

2 名称 宮城病院周辺地区地区計画

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第千三十号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第三十九条第一項の規定により、次の土地区画整理組合の事業計画の変更について認可した。

平成二十八年十二月十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 組合の名称

岩沼市三軒茶屋西土地区画整理組合

二 事務所所在地

岩沼市押分字奥山六十五番地の四

三 設立認可の年月日

平成十一年十二月六日

四 変更認可の年月日

平成二十八年十二月九日

○宮城県告示第千三十一号

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第五十条の十五第一項の規定により、市街地再開発事業の終了について、次のとおり認可した。

平成二十八年十二月十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 再開発会社の名称

多賀城駅北開発株式会社

二 市街地再開発事業の種類及び名称

仙塩広域都市計画事業多賀城駅北地区第一種市街地再開発事業

三 事業施行期間

平成二十六年三月二十八日から平成二十八年十二月九日まで

四 施行地区

多賀城市中央二丁目九十一番一、百十八番一の一部、百十八番八の一部、百十八番九の一部、百十八番十二の一部、百二十九番一の一部、百三十番一の一部、百三十番三の一部、百三十一番一の一部、百三十三番一の一部、百三十三番三の一部、百三十三番五の一部、百三十三番七の一部、百三十三番八から十まで、百九十一番一の一部、百九十三番三の一部、百九十三番七の一部、二百十七番一の一部、二百十七番二の一部、二百二十三番三の一部、二百二十三番四、二百二十三番六の一部、二百二十七番一の一部、二百二十七番三の一部、二百二十七番四の一部、二百二十八番一、二百二十九番一、二百二十九番三の一部、二百二十九番四の一部、四百六十番、四百六十一番の一部及び四百六十二番の一部

五 施行認可の年月日

平成二十六年三月二十八日

六 市街地再開発事業の終了の認可の年月日

平成二十八年十二月九日

公 告

○県営鹿又地区土地改良事業農村地域復興再生基盤総合整備事業（農地整備事業）計画の変更に当たり、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十七条の三第四項の規定による協議を行うので、同条第六項において準用する同法第八十七条の二第八項の規定により、当該土地改良事業変更計画の概要を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該土地改良事業変更計画の概要に意見がある者は、宮城県知事に対し意見書を提出することができる。

平成二十八年十二月十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 縦覧に供する書類の名称

県宮鹿又地区土地改良事業農村地域復興再生基盤総合整備事業（農地整備事業）変更計画概要書

二 縦覧期間

平成二十八年十二月十六日から平成二十九年一月二十三日まで

三 縦覧場所

石巻市役所

四 意見書の提出について

1 提出期限 平成二十九年一月二十三日

2 提出方法 宮城県東部地方振興事務所長宛て提出してください。

送付先 千九八六〇八二 宮城県石巻市東中里二丁目四の三十二

電子メールアドレス etisgsinks@pref.miyagi.jp

3 意見書の様式等 様式は任意ですが、言語は日本語に限ります。また、氏名（法人名）及び連絡先を必ず記入してください。

4 意見書の取扱い 提出された意見書の内容は、石巻市役所で縦覧に供されます。また、提出された意見に対しては、個別に回答しませんので、あらかじめ御了承願います。

5 その他 電話による意見はお受けできません。

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

平成二十八年十二月十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 落札に係る建設工事の名称 西水路北地区防潮堤（その二）工事（平成二十八年度県債償還復社整

防二二二一A〇七号）

二 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地 宮城県出納局契約課 仙台市青葉区本町三丁

目八番一号

三 落札者を決定した日 平成二十八年十月十九日

四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 五洋・丸本・マルテック特定建設工事共同企業体

代表者 五洋建設株式会社東北支店 仙台市青葉区二丁目十六番二十号

五 落札金額 二十一億一千九百九十万円（消費税及び地方消費税を除く）
六 契約の相手方を決定した手続き 一般競争入札
七 入札の公告を行った日 平成二十八年八月九日

公安委員会

○宮城県公安委員会規則第19号

警察署の下部機構に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成28年12月16日

宮城県公安委員長 相澤 博彦

警察署の下部機構に関する規則の一部を改正する規則

警察署の下部機構に関する規則（昭和29年宮城県公安委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後								
<p>別表第4（第4条関係） 仙台中央警察署～仙台北警察署（略） 仙台東警察署</p> <table border="1"> <tr> <th>名称</th> <th>受持区域</th> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>仙台市宮城野区のうち 出花一丁目から出花三丁目まで、 柴一丁目から柴五丁目まで、白鳥一丁目、白鳥二丁目、仙台北一丁目、仙台北二丁目、高砂一丁目、高砂二丁目、田子一丁目から田子三丁目まで、田子、田子西一丁目、田子西二丁目、中野一丁目から中野五丁目まで、中野（高松、船入、西原及び牛小舎を除く。）福住町、福田町一丁目、福田町二丁目、福室一丁目から福室七丁目まで、福室（県 </td> <td> <p>別表第4（第4条関係） 仙台中央警察署～仙台北警察署（略） 仙台東警察署</p> <table border="1"> <tr> <th>名称</th> <th>受持区域</th> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>仙台市宮城野区のうち 出花一丁目から出花三丁目まで、 柴一丁目から柴五丁目まで、白鳥一丁目、白鳥二丁目、仙台北一丁目、仙台北二丁目、高砂一丁目、高砂二丁目、田子一丁目から田子三丁目まで、田子、田子西一丁目から田子西三丁目まで、中野一丁目から中野五丁目まで、中野（高松、船入、西原及び牛小舎を除く。）福住町、福田町一丁目、福田町二丁目、福室一丁目から福室七丁目まで、福室（県 </td> </tr> </table></td></tr></table>	名称	受持区域	(略)	仙台市宮城野区のうち 出花一丁目から出花三丁目まで、 柴一丁目から柴五丁目まで、白鳥一丁目、白鳥二丁目、仙台北一丁目、仙台北二丁目、高砂一丁目、高砂二丁目、田子一丁目から田子三丁目まで、田子、田子西一丁目、田子西二丁目、中野一丁目から中野五丁目まで、中野（高松、船入、西原及び牛小舎を除く。）福住町、福田町一丁目、福田町二丁目、福室一丁目から福室七丁目まで、福室（県	<p>別表第4（第4条関係） 仙台中央警察署～仙台北警察署（略） 仙台東警察署</p> <table border="1"> <tr> <th>名称</th> <th>受持区域</th> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>仙台市宮城野区のうち 出花一丁目から出花三丁目まで、 柴一丁目から柴五丁目まで、白鳥一丁目、白鳥二丁目、仙台北一丁目、仙台北二丁目、高砂一丁目、高砂二丁目、田子一丁目から田子三丁目まで、田子、田子西一丁目から田子西三丁目まで、中野一丁目から中野五丁目まで、中野（高松、船入、西原及び牛小舎を除く。）福住町、福田町一丁目、福田町二丁目、福室一丁目から福室七丁目まで、福室（県 </td> </tr> </table>	名称	受持区域	(略)	仙台市宮城野区のうち 出花一丁目から出花三丁目まで、 柴一丁目から柴五丁目まで、白鳥一丁目、白鳥二丁目、仙台北一丁目、仙台北二丁目、高砂一丁目、高砂二丁目、田子一丁目から田子三丁目まで、田子、田子西一丁目から田子西三丁目まで、中野一丁目から中野五丁目まで、中野（高松、船入、西原及び牛小舎を除く。）福住町、福田町一丁目、福田町二丁目、福室一丁目から福室七丁目まで、福室（県
名称	受持区域								
(略)	仙台市宮城野区のうち 出花一丁目から出花三丁目まで、 柴一丁目から柴五丁目まで、白鳥一丁目、白鳥二丁目、仙台北一丁目、仙台北二丁目、高砂一丁目、高砂二丁目、田子一丁目から田子三丁目まで、田子、田子西一丁目、田子西二丁目、中野一丁目から中野五丁目まで、中野（高松、船入、西原及び牛小舎を除く。）福住町、福田町一丁目、福田町二丁目、福室一丁目から福室七丁目まで、福室（県	<p>別表第4（第4条関係） 仙台中央警察署～仙台北警察署（略） 仙台東警察署</p> <table border="1"> <tr> <th>名称</th> <th>受持区域</th> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>仙台市宮城野区のうち 出花一丁目から出花三丁目まで、 柴一丁目から柴五丁目まで、白鳥一丁目、白鳥二丁目、仙台北一丁目、仙台北二丁目、高砂一丁目、高砂二丁目、田子一丁目から田子三丁目まで、田子、田子西一丁目から田子西三丁目まで、中野一丁目から中野五丁目まで、中野（高松、船入、西原及び牛小舎を除く。）福住町、福田町一丁目、福田町二丁目、福室一丁目から福室七丁目まで、福室（県 </td> </tr> </table>	名称	受持区域	(略)	仙台市宮城野区のうち 出花一丁目から出花三丁目まで、 柴一丁目から柴五丁目まで、白鳥一丁目、白鳥二丁目、仙台北一丁目、仙台北二丁目、高砂一丁目、高砂二丁目、田子一丁目から田子三丁目まで、田子、田子西一丁目から田子西三丁目まで、中野一丁目から中野五丁目まで、中野（高松、船入、西原及び牛小舎を除く。）福住町、福田町一丁目、福田町二丁目、福室一丁目から福室七丁目まで、福室（県			
名称	受持区域								
(略)	仙台市宮城野区のうち 出花一丁目から出花三丁目まで、 柴一丁目から柴五丁目まで、白鳥一丁目、白鳥二丁目、仙台北一丁目、仙台北二丁目、高砂一丁目、高砂二丁目、田子一丁目から田子三丁目まで、田子、田子西一丁目から田子西三丁目まで、中野一丁目から中野五丁目まで、中野（高松、船入、西原及び牛小舎を除く。）福住町、福田町一丁目、福田町二丁目、福室一丁目から福室七丁目まで、福室（県								

道前、境四番)、港一丁目から港五丁目まで	
(略)	
今市駐在所	仙台市宮城野区のうち岩切一丁目から岩切三丁目まで、岩切(七北田川の南側の地域)、鶴ヶ谷(国道4号仙台バイパスの東側の地域)
(略)	

泉警察署・塩釜警察署 (略)
岩沼警察署

道前、境四番)、港一丁目から港五丁目まで	
(略)	
今市駐在所	仙台市宮城野区のうち岩切一丁目から岩切三丁目まで、岩切(七北田川の南側の地域のうち、引目を除く。)、鶴ヶ谷(国道4号仙台バイパスの東側の地域)
(略)	

泉警察署・塩釜警察署 (略)
岩沼警察署

名称	受持区域
(略)	
館腰交番	名取市のうち 愛の杜一丁目、愛の杜二丁目、飯野坂一丁目から飯野坂七丁目まで、飯野坂、植松一丁目から植松四丁目まで、植松、手倉田(山)、名取が丘一丁目から名取が丘六丁目まで、箱塚一丁目(12番から19番まで)、箱塚二丁目、堀内、本郷、愛島小豆島、愛島笠島、愛島北日、愛島塩手、愛島台一丁目から愛島台八丁目まで、 <u>愛島郷一丁目、愛島郷二丁目</u>
(略)	
下野郷駐在所	岩沼市のうち 押分(須賀原)、 <u>空港南一丁目から空港南五丁目まで、下野郷</u>
(略)	

名称	受持区域
(略)	
館腰交番	名取市のうち 愛の杜一丁目、愛の杜二丁目、飯野坂一丁目から飯野坂七丁目まで、飯野坂、植松一丁目から植松四丁目まで、植松、手倉田(山)、名取が丘一丁目から名取が丘六丁目まで、箱塚一丁目(12番から19番まで)、箱塚二丁目、堀内、本郷、愛島小豆島、愛島笠島、愛島北日、愛島塩手、愛島台一丁目から愛島台八丁目まで、 <u>愛島郷一丁目、愛島郷二丁目</u>
(略)	
下野郷駐在所	岩沼市のうち 押分(須賀原)、 <u>空港西一丁目、空港南一丁目から空港南五丁目まで、下野郷</u>
(略)	

大和警察署～亘理警察署 (略)

大和警察署～亘理警察署 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。
附 則
この規則は、公布の日から施行する。